

令和4年8月3日からの大雨対応産地緊急支援事業 実施要領の制定について

4 農 産 第 2550 号
令和 4 年 9 月 21 日
農林水産省農産局長通知

この度、令和4年8月3日からの大雨対応産地緊急支援事業について、別紙のとおり令和4年8月3日からの大雨対応産地緊急支援事業実施要領を定めたので、御了知の上、本事業の実施につき、適切に御指導願いたい。

令和4年8月3日からの大雨対応産地緊急支援事業実施要領

第1 趣旨

令和4年8月3日からの大雨の影響により、各地域で作物、農地等に甚大な被害が生じており、農業経営及び農作物の出荷に大きな影響を及ぼしている。

このため、被災した産地の継続・再生を図るための支援を、持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号、3畜産第1993号農林水産省農産局長、畜産局長連名通知）別紙3のIの第1の1の（3）のエに基づく緊急対策として実施する。

第2 事業内容

各事業の内容、事業実施主体の取組に対する補助の対象となる経費等は、本要領本体に定めるもののほか、別記のとおりとする。

第3 事業実施期間

本事業の実施期間は令和4年9月21日から令和5年3月31日までとする。

第4 支援対象

事業実施主体又は受益農家が、令和4年8月3日からの大雨による被害を受けたことを証明できる場合に行う、自らの経営のための取組に限るものとする。

第5 留意事項

1 農業共済・収入保険等の積極的活用

事業実施主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業の受益者に対して、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済又は収入保険等への加入を促すものとする。

2 周辺環境への配慮及び適正な管理

本事業の取組に当たっては、適正な事業推進が図られるよう、地方公共団体は事業実施主体を適正に指導するとともに、事業実施主体は、作物残さを処理する場合は、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題、不法投棄等の防止に留意するものとする。

附 則

この通知は、令和4年9月21日から施行し、令和4年8月3日以後に助成対象者が行う取組について適用する。

第1 事業の内容等

1 事業内容

令和4年8月3日からの大雨に係る果樹産地再生支援対策（以下「本事業」という。）で支援する取組は、令和4年8月3日からの大雨（以下「8月大雨」という。）の影響により甚大な被害を受けた果樹産地において、円滑な営農再開を図るために行う以下の取組とする。

(1) 樹勢回復等に向けた取組

8月大雨に伴う被害により、泥の付着・堆積、ゴミの流入、樹勢の低下等が生じた園地における樹勢回復のための剪定（季節外れの出芽に対応するための冬季剪定を含む。）、摘果、樹体の洗浄、泥やゴミの除去、病害の発生・まん延を防止するために行う、罹病した枝の除去や被災園地の周辺の園地も含めた地域ぐるみでの薬剤散布等の取組

(2) 堆積土砂の影響防止に向けた取組

数センチの土砂が堆積した園地における、土壌の通気性を確保するための小型管理機等により行う園地の耕耘等の取組

(3) 改植及び未収益期間の管理

8月大雨により被災した園地において、支援対象者が行う改植（持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号、3畜産第1993号農林水産省農産局長、畜産局長連名通知。以下「実施要領」という。）別紙3のIの第1の1（3）のアの表の1（1）のうちの改植をいう。以下同じ。）及びそれに伴う未収益期間の管理の取組

(4) 早期成園化や経営の継続・発展に係る取組

8月大雨に伴う被害により、経営面積の過半又は1ha以上の規模で改植を行う場合に、改植を行った園地から収入が得られるようになるまでの間、支援対象者が行う以下のいずれか又は全ての取組

ア 大苗の育成

改植後の早期成園化を図るため、あらかじめ大型の苗を育成する取組

イ 代替農地での営農

未利用の農地等を取得又は賃借して野菜等を栽培することにより、代替的な収入を確保するための取組

ウ 省力技術研修

省力樹形の仕立方法や管理技術、作業機械の効率的な操作方法等を習得するための取組

2 事業実施主体

公益財団法人中央果実協会

3 事業実施者

本事業の事業実施者は、原則として果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15

号) 第4条の4第2号に規定する都道府県法人(当該都道府県法人が設立されていない都道府県にあっては、当該都道府県を管轄区域とする農業協同組合連合会、その他事業実施主体が本事業を適切に実施する能力を有すると認める団体。以下「都道府県法人等」という。)とする。

4 支援対象者

1の取組に係る支援対象者は、次に掲げる者とする。

(1) 1の(1)から(4)までに係る支援対象者(1の(3)の未収益期間の管理に係るものを除く。)

ア 「果樹産地構造改革計画について」(平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知)に規定する産地協議会(以下「産地協議会」という。)が、同通知に基づき策定した果樹産地構造改革計画(以下「産地計画」という。)において、担い手と定められた生産者(以下「担い手」という。)

イ 産地計画に参画しているア以外の生産者(実施要領別紙3のIの第1の1(3)のアの表の1(3)の放任園地発生防止対策(以下「放任園地発生防止対策」という。)の取組を除き、1年以内に担い手が所有権若しくは賃借権等を取得し、又はアの担い手との間で果実の生産を行うために必要となる基幹的な作業を受託する旨の契約(継続して8年以上の期間を有するものに限る。)を締結することが確実と認められる農地に係る取組を行う場合に限る。)

ウ 農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「中間管理事業法」という。)第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいい、放任園地発生防止対策に係る取組を行う場合を除く。)

エ 生産出荷団体(1の(1)及び(2)の取組に限る。)

オ 事業実施主体が特に必要と認める者

(2) 1の(3)の未収益期間の管理に係る支援対象者

ア 1の(3)の改植の取組を実施した生産者(イの生産者を除く。)

イ 1の(3)の改植の取組を実施した園地の所有権又は賃借権等を1年以内を取得して営農活動を開始し、かつ営農開始時に担い手であることが確実と認められる生産者

ウ 農地中間管理機構が1の(3)の改植の取組を実施し、当該取組終了後1年を超えて保全管理(中間管理事業法第2条第3項第4号に規定する農用地等の管理又は「農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準の制定について」(平成12年9月1日付け12構改B第846号農林水産事務次官通知)の「別添2特例事業規程例」第18条に規定する管理をいう。以下単に「保全管理」という。)をした園地の所有権又は賃借権等を取得して営農活動を開始し、かつ営農開始時に担い手であることが確実と認められる生産者

5 採択要件

(1) 成果目標として、被災した果樹産地の速やかな再生を掲げていること。

(2) 4の(1)のア及びイの支援対象者については、農業保険法(昭和22年法律第

185号)に基づく果樹共済又は収入保険に現に加入しているか、又は今後加入する意向が確認されていること。

6 補助率等

1の取組に係る補助率等は、別表のとおりとする。

7 留意事項

(1) 支援対象となる園地

1の取組の対象となる園地は、原則として、8月大雨による被害(樹冠浸水程度30%以上など)があると認められる園地とする。

(2) 支援対象となる代替農地

1の(4)のイにおける代替農地は、原則として、高齢化により管理できなくなっている農地、他の農業者等から新たに借り受け、若しくは取得した農地又は裏作を行っていない等により利用していない自己の農地を対象とし、自らの経営のため現に利用している農地は対象外とする。

第2 助成

1 補助対象経費

補助対象経費は、本事業に直接要する別表の経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、第1の1の取組については、産地協議会による事後確認により、事業の実施が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別表の取組ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

2 支援対象面積

第1の1の(4)の支援対象面積は、以下の取組ごとの条件を満たす面積とする。

(1) 大苗の育成

改植を行う園地の面積のうち、第1の1の(4)のアにより育成した大苗を用いて改植する面積

(2) 代替農地での営農

改植を行う園地において、改植により途絶する収益に対する、代替農地での目標収益の割合(100%を限度とする。)を改植面積に乗じて得た面積

(3) 省力技術研修

改植を行う園地の面積のうち、省力技術(省力樹形や整列樹形、機械作業体系をいう。)を導入する面積

3 助成対象外の経費

次の経費は、本事業の助成の対象としない。

(1) 国の他の助成又は支援を受け、若しくは受ける予定となっている取組に係る経費

(2) 本事業の実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費

(3) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に

含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額）

第 3 事業実施手続

1 果樹産地再生支援対策事業実施計画

(1) 第 1 の 1 の (1)、(2) 及び (4) に係る支援対象者は、支援の対象となる取組の内容、事業完了年月日その他本事業の実施に必要な事項を定めた果樹産地再生支援対策事業実施計画（以下「実施計画」という。）を事業実施者に提出し、その承認を受けるものとする。

なお、第 1 の 1 の (3) に係る支援対象者は、実施要領別紙 3 の I の第 1 の 1 の (6) 及び 2 の (6) の規定を準用するものとする。

(2) 事業実施者は、(1) の承認をしようとするときは、都道府県知事及び事業実施主体に協議するものとする。

(3) 実施計画を変更する場合は、(1) 及び (2) の規定を準用するものとする。ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項については、支援対象者の変更、事業の取りやめ、事業量又は事業費の 30% 以上の増加及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

2 補助金の交付

(1) 補助金の交付を受けようとする支援対象者は、事業実施者に対し補助金の交付を申請するものとする。

(2) 事業実施者は、支援対象者からの補助金の交付申請を取りまとめ、事業実施主体に対し補助金の交付を申請するものとする。

(3) 事業実施主体は、(2) により申請された場合には、実施要領別紙 3 本体第 2 の 5 の (6) の業務方法書に定めるところにより、補助金を交付するものとし、事業実施者は、実施要領別紙 3 本体第 2 の 4 の (8) の業務方法書に定めるところにより、支援対象者に補助金を交付するものとする。

3 実績の報告

(1) 支援対象者は、本事業の実績について、1 の実施計画の内容に準じて記載した実績報告を事業実施者に提出するものとする。

(2) 事業実施者は、支援対象者からの報告を取りまとめ、事業実施主体に報告するものとし、事業実施主体は、当該報告を取りまとめ、農産局長に報告するものとする。

4 推進指導体制

(1) 全国段階

国及び事業実施主体は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、連携して必要な情報の収集に努めるとともに、都道府県法人等その他の関係機関に指導を行うも

のとする。

(2) 都道府県段階

都道府県及び都道府県法人等は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、連携して、第1の4の支援対象者又は産地協議会その他の関係機関に指導を行うものとする。

(3) 産地段階

産地協議会は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、関係機関と連携して、第1の4の支援対象者に指導を行うものとする。

第4 関係様式

第1の1の(1)、(2)及び(4)に係る手続に必要な様式は、下表に掲げるものを例として、事業実施主体又は事業実施者が、その業務方法書に定めるものとする。

また、第1の1の(3)に係る手続に必要な様式は、実施要領別紙3のIの第1の1の(10)に掲げるものを例として、事業実施主体又は事業実施者が、その業務方法書に定めるものとする。

様式名	様式番号
果樹産地再生支援対策事業実施計画（兼実績報告） （第1の1の(1)及び(2)関係）	別紙様式1
果樹産地再生支援対策事業実施計画（兼実績報告） （第1の1の(4)関係）	別紙様式2

第5 その他

1 事業の着手

事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて早期の事業の実施が営農再開のために必要な場合には、発災日以降であれば、交付決定前に着手することができる。この場合にあっては、支援内容及び支援対象者ごとに着手年月日を整理するものとし、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で事業を行うものとする。

2 事業費の低減

農業資材比較サービス（AGMIRU「アグミル」）の活用等を通じて複数の業者から見積もりを徴取すること等により、事業費の低減に努めることとする。

3 農業共済組合等への情報提供

事業実施者及び産地協議会は、第1の5の(2)における支援対象者の意向等について取りまとめの上、農業共済組合等から照会があった場合は、必要最小限の範囲で、支援対象者の氏名、住所等の提供を行うこととする。

(別表)

第1の1の取組に係る補助率等は、以下のとおりとする。

補助対象となる取組	補助対象経費	補助率	
1 樹勢回復等	剪定(季節外れの出芽に対応するための冬季剪定を含む。)、摘果、樹体の洗浄、泥やゴミの除去、罹病した枝の除去や被災園地の周辺の園地も含めた地域ぐるみでの薬剤散布等の取組に必要な経費	定額 (7.1万円/10a)	
2 堆積土砂の影響防止	土砂が堆積した園地における、土壌の通気性を確保するための小型管理機等により行う園地の耕耘等の取組に必要な経費	定額 (2.3万円/10a)	
3 改植及び幼木の管理	次の(1)及び(2)に係る改植を行うために必要な伐採・抜根費、深耕・整地費、土壌改良資材費、苗木代、植栽費、支柱費等の経費		
	(1) 省力樹形(注1)への改植	ア 根域制限栽培(うんしゅうみかん等のかんきつ類)	定額 (111万円/10a)
		イ 根域制限栽培(ぶどう、なし、もも等)	定額 (100万円/10a)
		ウ 超高密植(トールスピンドル)栽培(りんご)	定額 (73万円/10a)
		エ 高密植低樹高(新しい化)栽培(りんご)	定額 (53万円/10a)
		オ ジョイント栽培(なし、もも、すもも、かき等)	定額 (33万円/10a)
		カ 朝日ロンバス方式(りんご)	定額 (33万円/10a)
		キ V字ジョイント栽培(なし、りんご、もも、おうとう、かき等)	定額 (73万円/10a)
		ク ア～キのいずれにも該当しない省力樹形	1/2以内
	(2) 慣行樹形等への改植	ア うんしゅうみかん等のかんきつ類	定額 (23万円/10a)
		イ その他の主要果樹(注2)	定額 (17万円/10a)
ウ りんごのわい化栽培、ぶどう(加工用)の垣根栽培		定額 (33万円/10a)	
エ ア～ウのいずれにも該当しない慣行樹形等		1/2以内	
改植に伴う幼木の管理の取組に必要な経費(注3)		定額 (22万円/10a)	
4 早期成園化や経営の継続・発展に係る取組	(1) 大苗の育成	改植後の早期成園化を図るため、あらかじめ大型の苗を育成する取組に必要な労賃、育苗費(苗木代は除く。)、地代、排水対策費、栽培管理に要する肥料代、農薬代、かん水設備費等	定額 (20万円/10a)
	(2) 代替農地での営農	未利用の農地等を取得又は賃借して野菜等を栽培することにより、代替的な収入を確保するための取組に必要な労賃、パイプハウスやトンネル等の導入費、地代、種苗費、農薬代、肥料代等	定額 (28万円/10a)
	(3) 省力技術研修	省力樹形の仕立方法や管理技術、作業機械の効率的な操作方法等を習得するための調査や研修の受講、講習会の開催等に必要な旅費、謝金、資料印刷費、作業労賃、通信費等	定額 (3万円/10a)

注1： 省力樹形とは、未収益となる期間の短縮が期待できるものであり、かつ、以下の(1)又は(2)の要件を満たすものをいう。

(1) 10a当たり労働時間について、慣行栽培と比較して10%以上縮減できることが、試験結果又は事例で確認できる樹形であること。

(2) 10a当たり収量について、慣行栽培と比較して10%以上増加できることが、試験結果又は事例で確認できる樹形であること。

2： 主要果樹とは、うんしゅうみかん等のかんきつ類、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びいちじくをいう。

3： 事業における幼木の管理期間は改植・新植実施年を含む5年間とし、そのうち支援対象期間は改植・新植実施年を除いた4年間とする。ただし、第1の4の(2)のウの場合にあっては、農地中間管理機構による保全管理が行われた年数その他事業実施主体が特に必要と認めた年数を減らすことができる。